

【参考】宇宙空間における大量破壊兵器決議：概要

- (主文 1) 宇宙空間の探査及び利用に係る活動を実施する全ての加盟国に対し、国連憲章を含む国際法の完全な遵守を求める。
- (主文 2) 全ての国、特に宇宙能力を有する国に対して、宇宙空間の平和利用及び宇宙空間における軍備競争の防止という目的に積極的に貢献し、その目的や関連条約に反する行動を慎むことを求める。
- (主文 3) 法的拘束力のある義務及び政治的コミットメントの組合せ、また、特に、宇宙空間における兵器の設置を禁止し、武力紛争の宇宙空間への拡張を防ぐという形で宇宙空間の物体に対する威嚇や武力の行使に関係し得る、検証のための適切かつ効果的な規定を含む可能な限り早期の更なる措置を可能な限り速やかに取る必要性を強調する。
- (主文 4) 核兵器その他の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球の周回軌道に配置しないこと等を含む、宇宙条約の規定を全ての当事国が完全に遵守する義務を確認する。
- (主文 5) 宇宙空間における核兵器の爆発によって生じ得る、宇宙活動の長期的な持続可能性、ひいては持続可能な開発、環境、社会経済活動を含む民生サービスへの影響を含む重大な結果を懸念をもって強調する。
- (主文 6) 核兵器、化学兵器及び生物兵器に関する多国間条約の下での締約国の義務を想起し、いかなる方法によっても宇宙空間に設置されるために特別に設計された核兵器又は他のいかなる種類の大量破壊兵器をも開発しないことを求める。
- (主文 7) 宇宙条約への普遍的な加入と遵守を堅持し促進するための新たな取組によるものを含め、平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の促進を求めるとともに、未だ宇宙条約の当事国となっていない国連加盟国に対して遅延なく当事国となるよう求める。